

2021.10.18発信

## 「新型コロナウイルス感染症」におけるルールの変更について

共愛会COVID-19対策本部 藤本宗平（理事長）

新型コロナウイルスのデルタ変異株が猛威を振るった第5波は、7月末から増加し8月20日には2万5千851人に及びました。岡山県内においても一日300人を超える感染者が確認されましたが、10月現在、第5波は急速に収束しつつあり、岡山県でも一桁の感染者数に落ち着きつつあります。

共愛会職員、患者さま・ご利用者に関する新型コロナウイルス感染防止等を目的としたルールの変更を下記の通り行います。ルールに則った行動をお願いします。

### <職員に関するルール>

（“2回のワクチン接種済”もしくは“人にうつさない感染防御法を実践できる”職員を基本とする）

#### A 感染した時の対応

##### ①職員が感染

◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告

◎保健所からの指示に従う

《入院療養した場合》

- ・PCR検査で陰性を確認していなくても、発症から10日経ち症状が軽快していれば退院できるようになっている。
- ・退院翌日より**通常勤務**とする。

《自宅療養した場合》

- ・感染者数の増加に伴い、自宅療養が増えている。自宅療養と決まった際には「自宅療養の手引き」を配布する。
- ・手引きに準じて**隔離解除の翌日から通常勤務**とする。

##### ②同居家族が感染

◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告

◎保健所からの指示に従う

- ・職員もすでに感染者、もしくは**濃厚接触者に該当する可能性が高い**。
- ・感染した家族が入院、宿泊療養施設で隔離された場合、保健所の指示で行ったPCR検査が**陰性であれば、その日より自宅で5日間の経過観察**とする。
- ・感染した家族が自宅療養となった場合も「自宅療養の手引き」を配布する。
- ・手引きに準じて**隔離解除の翌日から通常勤務**とする。

## B 濃厚接触者になった時の対応

### ①職員が濃厚接触者及び接触者に該当

◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告

◎保健所からの指示に従う

- ・濃厚接触者及び接触者に該当するかどうかは、保健所が判断する。
- ・医療機関で診療を行う際に適切に感染防護具を着用している場合、濃厚接触者には該当しない。
- ・保健所の指示でPCR検査の時期、検査場所が決まる。共愛会事業所内（勤務中）で濃厚接触者及び接触者に該当となった場合は、芳野病院でPCR検査を行う。
- ・濃厚接触者に該当し検査で陰性が確認された場合、その日より自宅で5日間の経過観察ののち通常勤務とする。
- ・接触者に該当し検査で陰性が確認された場合、その日より5日間健康管理を行いつつ、翌日より通常勤務とする。
- ・当院、施設内で濃厚接触者及び接触者全員の陰性が確認された場合保健所と協議を行い標準予防策が徹底されていれば、診療制限の必要はないとの判断で通常診療を継続できることがある。

### ②同居家族が濃厚接触者及び接触者に該当

◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告

◎保健所からの指示に従う

- ・保健所の指示で行ったPCR検査が陰性であれば、通常勤務とする。
- ・5日間は上司の指導のもと自らの健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

## C コロナを疑う症状があった時の対応

### ①職員が発熱・呼吸器症状・味覚障害などの症状がある時

◎上司に報告し指示を受ける

- ・症状消失後24時間まで自宅療養。  
その後抗原検査で陰性であれば通常勤務とする。  
5日間は上司の指導のもと自らの健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。
- ・症状が48時間以上継続する時は、PCR検査および原因の精査を行う。陰性であれば通常勤務とする。  
5日間は上司の指導のもと自らの健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

### ②同居家族が発熱・呼吸器症状・味覚障害などの症状がある時

◎上司に報告し指示を受ける

- ・家族の症状の状態により自宅待機。
- ・その後抗原検査で陰性であれば通常勤務とする。
- ・5日間は上司の指導のもと自らの健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。
- ・家族の症状が継続する時は、家族に原因の精査およびPCR検査を受けるよう指導する。

## D 感染多発地域へ移動等の対応

### ① 都市部等へやむを得ず訪問し、3密回避等の感染を防ぐ行動が取れなかった時

#### ◎上司に報告し指示を受ける。

- ・ 5日間は上司の指導のもと自らの健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

### ② 都市部等に訪問予定がある時、または都市部等からの来訪予定がある時

#### ◎上司に報告し指示を受ける。

- ・ 5日間は上司の指導のもと自らの健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

### ③ 研修会、学会、役員会等への参加の時

#### ◎上司に報告し指示を受ける。

- ・ 感染防御方法等を改めて指導する。行事終了後報告する。
- ・ 翌日より通常勤務とするが、上司の指導のもと自らの健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。

## E その他の対応

### ① 休日・勤務時間外での行動

- ・ リスクのある高齢者のケアに関わる仕事に従事していることを自覚し、適切な行動をとること。

### ② その他

- ・ 質問事項等がある場合には上司に報告し指示を待つ。

## <患者さま・入所ご利用者に関するルール>

### ●外出は原則禁止とする。

### ●抗原検査あるいはPCR検査を行う。

入院時、入所時は被検査者の同意を得て、抗原検査あるいはPCR検査を行う。検査を行うかどうか判断できないときは対策本部長（理事長）に相談する。

### ●面会制限とする。

面会は、条件つき面会、オンライン面会のみ許可する。面会者は感染を疑わせることがない家族で、手指消毒及びマスク、フェイスシールド着用とする。患者・利用者の急変時、ターミナル期、看取り等で主治医の判断で面会を勧めることがある。（詳細は別記）

## <通所リハビリ・デイサービスご利用者に関するルール>

### A 感染した時の対応

#### ①ご利用者が感染

- ◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告
- ◎ご利用を中止し、保健所の指示に従う
  - ・ 7～10日間前にさかのぼり感染者の病状等を調査する。
  - ・ 同時に利用場所での接触者リスト作成と、かかりつけ医、ケアマネジャーに連絡し、経緯等を調べて関係する事業所等と感染リスクの共有を図る。
  - ・ 患者の状態、療養場所等の詳細を調べること。
  - ・ 自宅療養の場合、代替サービスを担当ケアマネジャーと計画し実施する。
  - ・ 退院あるいは隔離後はすみやかにサービス利用を再開する。

#### ②ご利用者家族が感染

- ◎上司に報告し指示を受ける
- ◎ご利用を中止し、保健所の指示に従う。
  - ・ 利用者が濃厚接触者に該当し、PCR検査で陰性を確認後、自宅で7～14日間の経過観察とする。
  - ・ 感染者である家族が自宅療養となれば、解除までの期間は利用者本人の在宅支援の代替サービスを担当ケアマネジャーと計画し実施する。

### B 濃厚接触者になった時の対応

#### ①ご利用者が濃厚接触者に該当

- ◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告
- ◎利用を中止し、保健所の指示に従う。
  - ・ PCR検査で陰性を確認後、自宅で7日間の経過観察とする。

#### ②ご利用者家族が濃厚接触者に該当

- ◎直ちに上司→対策本部長（理事長）に報告
- ◎利用を中止し、保健所の指示に従う。
  - ・ PCR検査で陰性を確認後、利用を再開。

## C コロナを疑う症状があった時の対応

### ①ご利用者本人が発熱・呼吸器症状・味覚障害などの症状がある時

#### ◎上司に報告し指示を受ける。

- ・かかりつけ医に連絡
- ・発熱等の原因をチェックし**症状消失後48時間まで自宅療養**。
- ・その後抗原あるいは**PCR検査で陰性であれば、サービス再開**とする。
- ・**7日間**健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。
- ・症状が継続する時は、原因の精査およびPCR検査を行う。

### ②ご利用者家族が発熱・呼吸器症状・味覚障害などの症状がある時

#### ◎上司に報告し指示を受ける。

- ・家族の**症状消失後48時間まで自宅療養**。その後サービス再開とする。
- ・**7日間**は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。
- ・家族の症状が継続する時は、家族に原因の精査およびPCR検査を受けるよう指導する。

## D 都市部へ移動等の対応

### ①ご利用者家族が都市部に訪問予定がある時、または都市部からの来訪予定がある時

#### ◎上司に報告し指示を受ける。

- ・自粛困難等の事情がある時は、詳細を聴取し記録、感染防御方法等を指導する。
- ・帰宅後報告を受ける。
- ・サービス継続とするが、**7日間**は健康管理を行い、手指消毒等徹底した感染防御を行なう。
- ・場合により2日間以上の自宅療養を指示する。